

令和元年度 第2回 常設審議委員会 次第

日時 令和 元年5月17日(金) 13時30分～
場所 札幌市 第二水産ビル 4階4F会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名者指名

4 諮問・意見聴取

- 1) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく諮問について
- 2) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

5 報 告

- 1) 平成31年度地区別農業委員会会長・事務局長会議結果報告について
- 2) 北海道選出国會議員要請集会の開催及び全国農業委員会会長大会への対応について
- 3) 来年度における北海道選出国會議員要請集会及び全国農業委員会会長大会の開催日程について

6 協 議

- 1) 北海道選出国會議員要請集会における要望事項(最終案)について
- 2) その他

7 閉 会

【メモ】

次回 令和元年度第3回常設審議委員会は、令和元年6月21日(金曜日)

開会時間は、13:30です。

場所は、第二水産ビル 4階 4F会議室です。

平成31年度 地区別農業委員会会長・事務局長会議の開催結果について

令和 元年5月17日

第2回常設審議委員会

1. 開催日時

地区	開催月日	開催場所	備考
空知	4月 9日(火)	岩見沢市平安閣	
石狩	4月11日(木)	東急 REI ホテル	
後志	4月16日(火)	ホテル第一会館	
胆振	4月15日(月)	洞爺湖万世閣ホテルレイクサイドテラス	
日高	4月12日(金)	浦河町役場2階大会議室	
渡島	4月12日(金)	大沼国際セミナーハウス第4研修室	
檜山	4月11日(木)	今金町交流促進センターあったからんど	
上川	4月11日(木)	南ふらの情報プラザ	
留萌	4月26日(金)	留萌市役所3階3・4号会議室	
宗谷	4月19日(金)	稚内総合文化センター	
林-ツ	4月 9日(火)	紋別セントラルホテル	
十勝	4月16日(火)	帯広市役所10階5A・B会議室	
釧路	4月11日(木)	摩周観光文化センター2階研修室	
根室	4月10日(水)	標津町生涯学習センター「あすぱる」	

2. 協議事項

- (1) 2020年度農業・農業委員会関係予算並びに政策要望に向けた検討について
- (2) 農業者年金の加入推進と北海道農業者年金協議会への参画について
- (3) 農業委員会組織の情報提供活動の取組と「全国農業新聞」普及推進について
- (4) 2019年度(一社)北海道農業会議の事業スケジュールについて
- (5) 農地中間管理事業法の改正法(案)の概要について
- (6) その他

平成31年度 地区別農業委員会会長・事務局長会議における意見の状況について

(1) 2020年度農業・農業委員会関係予算並びに政策要請に向けた検討について

振興局	市町村	内容	回答	方向性
空知 対応 幡野 岡本	南幌町	要望書のなかに農家住宅の跡地の廃屋の撤去について反映されているとあるが、どのように反映されているのか。	3の(5)②の優良農地を確保するために廃屋撤去というところに反映。	—
		その予算は決まってないですよ。基盤整備についてはうちでも国営や道営事業で行われている。土地を買った方々が、事業を実施しやすくするために、廃屋撤去の助成をぜひともお願いしたい。		既に、反映済み 新たな事業という形で表現している。 現状の表現で対応
	深川市	「開田抑制通達」について。 基盤整備するとき離農跡地ではないところを選ぼうとしても、この通達があるため開田ができない。当時は米が余っていた時代であり、そのときに作られたルール。今の時代にそぐわないと思う。利用条件の良いところで開田できたらそれがいいと思うので、考えてほしい。	検討する。	全道レベルでは、生産目標数量を下回っている状況にあるため、今回は見送り。 ※ 通達の実効性について別途確認 交付金の関係と併せて検討する必要あり。
	三笠市	少子化対策について、農業委員会としても国と違ったものを打ち出していないとまらないのではないかと。農村独自の子育て支援をつくってみたいはどうか？	農村独自の子育て支援というのは、私共のところではこれまで出したことがなかったところですが、担い手に関わってくる問題だと思いますので、すぐに要望に含められるかという点と難しいと思いますが、貴重なご意見として持ち帰り検討させていただきます。	町村会・市長会等の期成会が取扱うテーマと思われることから、今回は見送り。
	沼田町	消費税のところで。ホクレンさんと調整したということだが、農産物は8パーセントで、生産資材は10パーセントの課税となる。回収できる仕組みになるようにしっかり訴えていく必要があると思うので、もうちょっと考え直してほしい。	消費税のことですが、表現につきまして持ち帰り検討させてください。	表現を修正

振興局	市町村	内容	回答	方向性
空知	沼田町	準備金の関係について、土地を買うための準備金を積み立てていたのに、去年4月1日からいきなり制度の仕組みが変わった。農政事務所の説明がよくわからなかったし説明が足りないと思うので、なぜ仕組みが変わったのかなど、納得できる説明をしてもらいたい。	準備金に関してですが、本会でも同様のお声を聞いております。要望書に入れるというよりも、関係機関と相談のうえ対応を考えていきたい。	研修会対応等で検討すべきことから、要望書では反映しない。
	沼田町	労働力不足の解消としてスマート農業や ICT 農業がかかせない状態だが、中山間を抱えた農業地帯だと、電波の届かないところもある。機械はあっても、位置情報の正確性が欠けてしまう、ということになる。部分的に基地局をたててもらうなど、国への要望を強くしてもらえたらと思います。	通信関係について、地域格差があると聞いております。ご意見を頂戴したということで、要望書に反映できるかどうか、ここでは即答できませんが、検討させていただきたいと思います。	4（12）において反映済み 現状の表現で対応
	岩見沢市	集積協力金について、貸借しか認められないという条件をのんだうえでやってきたし、現場にもそのように説明してきた。所有権移転が認められると使いやすくなるのかもしれないが、これまでとの整合性について。	地域集積協力金のことについて、はじめの話と変わるかもしれませんが、現場からの要望が大きいことにより、要望として反映させていただいたところです。	今回の要望については、売買においても協力金をというものではなく、協力金の返還要件の緩和を要請するもの
	岩見沢市	準備金の説明について農政事務所からきちんと説明してもらいたい。	準備金の説明については関係機関と話し合っていないとならないなと思うので、しっかり対応していきたい。	研修会対応等で検討すべきことから、要望書には反映しない
	美唄市	電源確保について。9月といえば、稲の収穫作業などがある時期で、作業がはじまったら、と不安があった。電気は、生活にとってももちろん必要なものですが、農業経営にとっても欠かせないものである。安定した電力の供給ということで、あらためて要望してもらいたい。	承知しました。要望させていただきたい。	既に、反映済み 現状の表現で対応

振興局	市町村	内容	回答	方向性
空知	沼田町	国というよりか北海道に対する要望になるが、有害鳥獣に関して。クマの出没も多く、危険な状態。1990年に北海道条例として、春クマの駆除が禁止されたが、有害鳥獣に詳しいひとによると、冬眠からさめるとフンを大量に出すために熊は大量に水を飲む。そのために川へ水を飲みに来るので、そこを狙えば春クマの駆除は効率的であると聞いた。春クマ駆除を復活できないかと思っている。少し考えてほしい。	道議会に対する要望の場もあるのでそのときに対応させていただきたいと思います。	現在道議会に対する要望は行っていない状況。 道議会会派との意見交換を行う際に、状況を説明する。
石狩	石狩市	要請の5段落目「平成31年度」とあるが、「令和2年」の記載間違いで宜しいか。	指摘の通り、修正する。	指摘のとおり修正
対応水尻	江別市	網羅的な構成であることもわかるが「北海道農業会議として、(〇〇という状況だからこそ)ここが重要。」だという点を説明も含めて強調してほしい。	説明について承知した。なお、当日までには、要約版を作成することになると思う。	要約版を作成(予定)する方向
後志 対応 佐久間 渡邊	積丹町	要請内容の話ではないが、「ペンディング」という表記について、「要検討」など日本語で記載してほしい。	承知した。今後表記を改める。	
	京極町	(6)鳥獣被害対策について、電気牧柵を一枚一枚設置しては間に合わない。ただでさえ少ない労働力を割けられない。オホーツク地域ではフェンスを設置していると聞く。国の責任でフェンスを張ってほしい。	総合的にコントロールする旨の文言を入れる。	現状の表現で対応 ※ 表現作れず。今後の検討項目として受け止める。
	岩内町	4担い手の育成と経営支援対策の強化について、旧青年就農給付金や中山間地域直接支払制度の所得制限が低い。農業者の努力で所得を増やしているのに、これでは意欲を削いでしまう。	食料・農業・農村基本計画では、所得の基準は市場。また、旧青年就農給付金については、生活保護というイメージもある。そのため、意欲を高めるためにはどのような支援が必要か今後検討していきたい。	

振興局	市町村	内容	回答	方向性
後志	京極町	(4)⑤について、農業機械の助成事業などポイント制になっており、高性能な機械を導入したくても、共同利用なら良いと言われるが、本州と北海道では事情が違う。国連が「家族経営の10年」を採択した。個人農業を支援しないのはおかしい。	国会議員への説明の際に、家族経営への支援を十分にすすめてほしい旨、きちんと説明する。	
胆振 対応 佐久間 渡邊	—	—	北海道胆振東部地震に対する復旧支援について、本会の要請内容に農業経営への支援として組み込み、被災対策として要請する。	追記
	苫小牧市	(5)消費税について、「戦略作物」の具体的な作物名を数例記載した方が分かりやすいのではないか。	承知した。具体的名称を記入する。	表現修正
	厚真町	鳥獣被害防止総合対策事業の内容が分かりにくいので、分かりやすくしてほしい。 (自然保護団体との関係もあるが)捕獲頭数の制限を外すとか、一定の捕獲期間を設けてくれれば効果は上がると思う。		現状の表現で対応
	壮瞥町	国はH25から10年後までに頭数を半減させると言っているが、頭数ではなく被害額を半減、いや1/10にしたいのが切実な思い。猟友会だけでは対応しきれず、民間のハンターに委ねるだけでは足りない。有効的な対策を望む。肉や革などに加工して販売しても採算は取れない。	最後の行、「また、鳥獣被害防止総合対策事業における市町村負担の軽減を図ること」を削除する。	削除
	苫小牧市	(10)ゲノム(遺伝情報)編集農産物の安全性の確保について、ゲノム編集技術は農業にとって画期的な技術だが、問題は安全性が確保されるかということ。	安全性が検証された技術とは言えないため、十分な検証を行う意味での規制措置を要請する。	現状の表現で対応
日高 対応 乾	—	—	—	—

振興局	市町村	内容	回答	方向性
渡島 対応 三本	八雲町	国内では農業法人などの大型農業できているが、国連で、家族農業の権利を守る宣言が採択されている。 世界の農産物の8割は家族経営で生産されている。要請について、家族経営にもっと触れるべきではないか。	ご意見は、持ち帰り検討致します。	国会議員への説明の際に、家族経営への支援を十分にすすめてほしい旨、きちんと説明する。 後志と同じ対応。
	八雲町	消費税の項目について、適正な転嫁が行われていない事例が見受けられるとあるが、事例を上げてみてはどうか	内税の作物を作る農家は不満がある。ご意見は、持ち帰り検討致します。	表現修正
	森町	森町では家族だけ食べていける農家や大きな農家がある。生活が十分出来る農家でも後継者が育たない地域もある。後継者の育成をしましょうとの文言は良いが、どうしたら後継者が育つのか。小さな時からの教育が大事だと思う。国も積極的に教育に関与してほしい。	食育に取り組む所多いが、これが農業をやろうと言うことに結びつくかは未知数と考える。安定した所得が得られれば農業をやっという気持ちにもなる。ご意見には同感です。地方農業委員会連合会からも地元の先生伝えて欲しい。	
檜山 対応 三本	せたな町	相続未登記農地の所有権移転の国の動きはあるのか	相続未登記農地の解消に関し貸借については、昨年の法改正で進んだが、所有権移転となると民法などの関係もあるので難しい。	相続未登記土地の登記の義務化や法務局による探索・強制登記について、昨年夏より、省庁を跨いで検討されている状況、来年の夏を目途に結論を出すとされている。
上川 対応 幡野	—	—	—	—

振興局	市町村	内容	回答	方向性
留萌 対応 三本	留萌市	鳥獣被害について、ヒグマよりアライグマの被害が大きい	確かにそうかもしれません。 意見は持ち帰ります。	アライグマについては、外来生物であることから、別途内容を検討する必要性があると考えます。 今後の検討課題としたい。
	留萌市	海外からの人・物が入ってくる量が多くなっている。 海外から豚コレラ等の病気が入ってくるのを防ぐ要望があっても良いのではないかと？	意見は持ち帰ります。	防疫対策において、何が問題なのかが不明。 何が必要なのかを検討する必要性はある。 今後の検討課題としたい。
	小平町	消費税については、内税になっている理由はなにか？	農林水産省がいうには、農業団体から内税にするよう要望があったとのこと。 しかし、要望があったのは消費税3%の頃、今後10%それ以上と考えれば外税を要望する。	平成元年当時は、課税基準となる売上が3,000万円であり、農業者の大半が、非課税事業者(全国ベース)とことから、益税批判を避けることから、内税となっていた。 現在では、課税基準は1,000万円に引き下げられ、道内では、大半の農業者が課税事業者となっている状況。 そのため、要望内容に入れている状況。
	小平町	国会議員要請集会・全国集会に出席する国会議員の数が少ない。 多くならないのか？	より多くの国会議員の出席を確保するため、集会前には議員会館に出向き出席確認を行っている。 出席できなかった議員にも要請書は渡している。 午前中の限られた時間なので、来られない議員もいる。 その場合、出席できなかった議員に対し、地方農業委員会からも要請等の実施をお願いしたい。	—
	増毛町	積極的な農産物輸出について要請してみはどうか？ 輸出の量を増やすだけでなく、単価があがるような輸出を	意見は持ち帰る。 政府でも農産物の海外輸出の取組、支援は行っているため、要請となることも 具体的なものが必要 と考える。	国の姿勢としては、積極的に農産物の輸出をうたっている状況にあることから、見送り。

振興局	市町村	内容	回答	方向性
宗谷 対応 乾	猿払村	これまでもこのように要請をしてきているが、国会議員・農水省の反応はどうか。	さまざまである。農水省から「この要請の意図は何か」等の紹介があるケースもあった。	
	浜頓別町	新規就農者が施設等を建設する際、補助事業では所得要件等が厳しい。これまでもこのように要請をしてきているが、国会議員・農水省の反応はどうか。		
	稚内市	補助事業において規模拡大が要件とされることもある。ひとつの方向性として理解できるものの、個人経営では現在の経営規模が限界。	ご指摘の点は、要請（原案）の4の（4）の⑤に盛り込んだ積もりだが、表現を加えるなどについては持ち帰って検討する。	
	猿払村	補助事業の要件、抜本的な見直しはできないものなのか。		
	浜頓別町	宗谷から要望した「第三者継承にともなう慰労給付金制度の構築」と「老後生活の安定のための支援措置」が要請（原案）に盛り込まれていない理由は農業会議の説明で理解したが、要請したい。	離農給付金制度の廃止と農業者年金制度改革という過去の流れがある。過去に廃止された離農給付金制度を復活させるということについては、時間をかけて検討する必要があると考え、今回は盛り込まなかった。	第三者継承においては、所有している資産の売却を行うことから、特段の給付金の給付の必要性に疑問。売却時における所得税控除等であれば理解はできる。離農給付金については、現行の農業者年金制度が任意加入・支給要件が加入年が1年からでも支給できるようになっており、制度上なじまないと考えられる。
	浜頓別町	コントラクターと農地所有適格法人、補助制度上で差があるのはなぜか。	農業経営を行っているか否か、と考える。なお、要請（原案）においては、コントラクターと表現していて、これには所有適格法人であるコントラクターは入っていない。	
	幌延町	鳥獣被害、エゾシカだけではなくヒグマの被害も大きい。要請に入れて欲しい。	特にエゾシカ～」としていて、エゾシカのみという考えではないが、持ち帰って検討する。	熊を追加
	稚内市	北海道に合った政策・予算となるように要請すべき。	ご指摘の通り。所有権移転への支援、交換分合などはそういう視点で作成した。	対応済み

振興局	市町村	内容	回答	方向性
林-ツ 対応 乾	網走市	60歳を迎えても農業者年金に加入を継続できるようにお願いしたい。	最も優先すべきものとして、「経営主の直系卑属の配偶者を政策支援対象者に加えること」を要請事項としたところ。持ち帰って検討したい。	年金協議会で対応
	斜里町	譲渡所得の特別控除の増額、各地方から意見が出されているにも関わらず、農業会議の要請事項（原案）から除かれていることは納得がいかない。再考を望む。	今回の要請事項（原案）に盛り込まなかった理由は説明した通りだが、持ち帰って検討する。	今年度については、2,000万円控除の制度が走っていないこともあり、要請には反映できない。
十勝 対応 乾 佐藤	—	—	—	—
釧路 対応 佐藤	厚岸町	生乳について、増加するという見込みもあるようだが、その上で、こういう表現なのか？	生乳については、遠い将来で見ると減少すると思われる。そのためこういう表現。	
根室 対応 佐藤	別海町	生前一括贈与について 担い手育成という観点から見た場合、農地の権利をもった上で、農業経営を行うのと、父親名義の農地を借りて農業経営を行うのとでは、経営者としての意識の育成に差が生じる。 また、現代人の長寿命化により、生前一括贈与の納税猶予の適用を受けた者が経営移譲する段階になっても存命していることから、担い手への名義変更が出来ない状況にある。 そのため、生前一括贈与の納税猶予の適用を受けている農地の後継者への更なる生前一括贈与が可能となる特例を要望したい。	事情は理解した。検討はする。	今回、見送り ※ 考え方を整理する必要性あり

振興局	市町村	内容	回答	方向性
根室	別海町	畜産クラスターについて 実態として、事業を実施できる者は希望者の1割程度しかいない。 また、これにより、計画性のない投資も見受けられる。 無謀な投資も見受けられる。 そのため、公平性に欠ける部分があることから、計画性をもった投資を予定する担い手に対し、補給金を増額することにより、投資が可能となるような制度を要望したい。 また、働き方改革については、酪農経営には合わない。 守るためには人員増が必要となる。 そういう観点から見ると、今の補給金では不足している。	もっと利用できるものだと思っていた。 1割程度しか活用できないというイメージを持っていなかった。 要請に反映できるかどうかはわからないが、検討はする。	今回、見送り ※ 畜産クラスターについては、補正予算対応とされていることもあり、考え方を整理する必要性あり
	根室市	畜産クラスターは、使いたくても使えない人が多い。 現場と乖離している部分がある。 地域に則した補助事業上制度の運用が必要。	同上	
	中標津町 別海町	消費税については、外税にちゃんとしてほしい。	ホクレンと協議したが、外税にはなっている。 10月の消費税の税額引き上げにより、よりそれが分かる様式になるとのこと。	表現修正
	別海町	要請書長い。ポイントを絞ることも必要。 重点を設け、優先順位をつけることも必要。	大分、短くしたつもりではある。 意見として受け止める。	別途、重点ペーパーを作成する
	根室市	鳥獣被害について 国策で鹿を保護した結果が今の状況。 対策はあるが、なかなか減らない。 ハンターも限界 鹿の駆除対策は、農水の予算のみで、他は、鹿柵程度、国策として駆除対策をしっかりとやってもらいたい。		現行の表現で対応

振興局	市町村	内容	回答	方向性
根室	標津町	<p>総論ではOK</p> <p>食料・農産物を戦略物資として位置づけた考え方が必要だと思う。</p> <p>差し出すための素材ではなく、戦略物資とする。</p> <p>今の日本は金がまだあるから食料を差し出せている。いずれ出来なくなる。</p> <p>食料戦略の必要性はある。(全会一致)</p>		2 農政の確立に追記
	別海町	<p>緩衝林については、漁業との関係を入れることできないか？</p> <p>その方が環境という点を強調できるのではないか？</p>	検討する。	今年度から、十勝畜産試験場において、緩衝地帯の必要性について、研究を開始。
	標津町	<p>登記について</p> <p>町に司法書士が1人しかいない。しかも70代後半で震えているような感じ。</p> <p>登記の依頼があっても、たまに断っている。</p> <p>相続登記が進まない原因の一つである。</p> <p>相続登記に関して嘱託登記が可能となる。または、行政書士による登記などを要望して欲しい。</p> <p>田舎の農村現場の実態にあった制度にして欲しい。</p>	<p>要望に反映しづらい。</p> <p>農林水産省には伝えてみる。</p>	農地政策課に既に伝えている。

(2) 農業者年金の加入推進と北海道農業者年金協議会への参画について

振興局	市町村	内容	回答	方向性
空知	—	—	—	—
石狩	—	—	—	—
後志	—	—	—	—
胆振	—	—	—	—
日高	—	—	—	—
渡島	—	—	—	—
檜山	—	—	—	—
上川 対応 幡野	旭川市	農業者年金の現在の全国の加入者数を教えて欲しい。また運用について、前回聞いた途中経過はマイナス1.4だったと思うが、結果がわかれば教えて欲しい。	平成31年3月末の全国加入者数は、一度でも加入したことのある人での累計数で123,912人。13万人の早期達成を目指すこととしている。また、運用結果は昨日基金に確認してきたが、現時点で一切公表できないとのことであった。加入者には自宅に6月末までに結果として付利通知が届けられる。	
留萌	—	—	—	—
宗谷	—	—	—	—
林-ツ	—	—	—	—
十勝	—	—	—	—
釧路	—	—	—	—
根室	—	—	—	—

(3) 農業委員会組織の情報提供活動の取組と「全国農業新聞」普及推進について

振興局	市町村	内容	回答	方向性
空知	—	—	—	—
石狩	—	—	—	—
後志	—	—	—	—
胆振	—	—	—	—
日高	—	—	—	—
渡島	—	—	—	—
檜山	—	—	—	—
上川	—	—	—	—
留萌	—	—	—	—
宗谷	—	—	—	—
林-ㇿ	—	—	—	—
十勝	—	—	—	—
釧路	—	—	—	—
根室	—	—	—	—

(4) 2019 年度（一社）北海道農業会議が行う研修会等の開催スケジュールについて

振興局	市町村	内容	回答	方向性
空知	岩見沢市	女性の活躍について、その進め方に関して悩んでいる。女性農業委員研修会について、予算上、東北地方や東京都で開催されるものに参加することが難しい。 できれば北海道段階でも開催してほしい。今年は1月の月末に開催されていたが、月末は総会とも重なり出席できなかった。日程を配慮いただきたい。	本州は兼業農家も多くて、女性も農業に関わってくる場面も多く、本州と北海道では環境が異なっているのは確か。女性の立ち位置などについて、時代に合わせて北海道も変えていく必要があると思っている。貴重なご意見をありがとうございます。 女性農業委員さんを対象とした研修会の開催について、今年度も開催を予定していますが、その時期については聞き取りを行うなど検討させていただきたいと思っております。	
石狩	—	—	—	—
後志	—	—	—	—
胆振	—	—	—	—
日高	—	—	—	—
渡島	—	—	—	—
檜山	—	—	—	—
上川	—	—	—	—
留萌	—	—	—	—
宗谷	—	—	—	—
林-ツ	—	—	—	—
十勝	—	—	—	—
釧路	—	—	—	—
根室	—	—	—	—

(5) 農地中間管理事業法の改正法（案）の概要について

振興局	市町村	内容	回答	方向性
空知	美唄市	800万控除と1500万控除について。3条であってもあつせんすると800万円の控除を受けられるという話を前に聞いたが、それと2000万控除の関係は別の話か？	3条あつせんの控除というと、農地移動適正化あつせん事業実施要領に基づいた場合のお話かと思います。これと、今回の2000万円控除は別のものです。800万円の特別控除の仕組みとは別の仕組みが新たに創設されたと受けとめて頂けたらと思います。	
	美唄市	基本は、利用集積計画でばかりやっていて、正直なところ、国の通知に基づくあつせんはほとんどない。52ページの2000万円控除については、農用地利用改善団体が必要だったり、まるっきり別のものと捉えていいんですね？	そのとおりです。	
	岩見沢市	2000万円の特別控除に関して、まだはっきりとしていないみたいだが、情報が入り次第お知らせいただきたい。		
石狩	—	—	—	—
後志	—	—	—	—
胆振	—	—	—	—
日高	—	—	—	—
渡島	—	—	—	—
檜山	—	—	—	—
上川	下川町	人・農地プランが農業委員に係わってくるとの中で、これから詳細が決まった際、対応や農業委員の意識改革をしていかなければならないと思う。農業会議の年間スケジュールが紹介されていたが、今後の対応どうされるか現在わかる範囲で教えていただきたい。	詳細がわかり次第、情報提供に努めたいと思う。直接説明できる機会では7月に事務局長研修会を予定しているため、その際になると思う。	
留萌	—	—	—	—
宗谷	—	—	—	—

振興局	市町村	内容	回答	方向性
林-ツ	網走市	人・農地プランの作成において、将来の農業経営についてはJAの職員がその意向を把握していると考え。JAの関与についても明記すべきと考える。		
十勝	幕別町	円滑化団体はなくなるのか？ 更新時はどうなる？	円滑化団体はなくなる。 更新時は、中間管理事業になる。	
釧路	浜中町	エリアの取り方はどんな感じになるのか？ 2,000万円、800万円の使い分けは可能か？	エリアについては、集落単位と考えるが、特段の制約があるわけではない。 2,000、800の使い分けは可能と考えるが、手法は現在のところ不明。	
	厚岸町	認定について、町村またがっている場合は、知事は義務か？	法律上はそういう仕組みとなる。 ただ、厚岸町で認定しても、問題になるとは思わない。	
根室	別海町	ニュージーランドのような承継のための仕組みも必要。 法人構成員の農地を法人が購入する場合にも2,000万円控除が活用できるようにならないか？		

(6) その他

振興局	市町村	内容	回答	方向性
空知	—	—	—	—
石狩	—	—	—	—
後志	—	—	—	—
胆振	—	—	—	—
日高	—	—	—	—
渡島	八雲町	農地利用最適化交付金はどのくらい活用されているのか	北海道は府県と比較すると低いと聞いている	H30で72市町村が活用 H31では、85市町村が予定 全国と比較して決して低いわけではない。
檜山	せたな町	農業会議の総会の議長について、地方連から議長候補者を推薦することになったが、手続はどのようなのか。また候補者は1名で良いのか。	事前に農業会議より候補者推薦の依頼文書を送付します。候補者は何かあった時に備え、2、3名をお願いしている。	
上川	—	—	—	—
留萌	—	—	—	—
宗谷	—	—	—	—
林-ㇿ	—	—	—	—
十勝	—	—	—	—
釧路	—	—	—	—
根室	—	—	—	—

北海道選出国會議員要請集会の開催 及び令和元年度全国農業委員会会長大会への対応について

1 北海道選出国會議員要請集会

I 開催趣旨

農業・農村が持続的に発展していくためには、担い手が将来にわたり意欲と希望を持って安心して経営に取り組める施策の実現と、農業・農村の実情や特色を踏まえた地域農業の発展に資する施策の確立が不可欠である状況を踏まえ、「農地」と「担い手」に係る諸対策を中心に今後の農業政策と関係予算等に関して、最前線に立って取り組みをすすめている本道農業委員会組織としての要望・意見をとりまとめ、要請活動を行う。

II 開催日時

令和元年5月27日（月）9時00分～11時35分

III 開催場所

「星陵会館」

東京都千代田区永田町2-16-2

TEL 03-3581-5650

IV 参集範囲

北海道内市町村農業委員会会長等

V 招請議員

北海道選出の国会議員

VI 運営内容（次第と予定時刻）

【与党議員（15名）への要請】

- | | |
|-----------------------|----------|
| （1）開会・主催者挨拶 | （ 9時00分） |
| （2）要請 | （ 9時05分） |
| （3）出席国会議員からの国会報告と決意表明 | （ 9時15分） |
| （4）閉会 | （10時15分） |

【野党議員（14名）への要請】

- | | |
|-----------------------|----------|
| （1）開会・主催者挨拶 | （10時20分） |
| （2）要請 | （10時25分） |
| （3）出席国会議員からの国会報告と決意表明 | （10時35分） |
| （4）閉会 | （11時35分） |

VII 要請事項

令和2（2020）年度農業・農業委員会関係予算並びに政策に関する要請
その他

VIII 北海道からの出席者数

187人（別紙名簿参照）

2 北海道選出国會議員の要請集会への出席確認

北海道選出国會議員の最終の出欠確認を行う。

I 日 時

令和元年 5月24日（金）を予定

II 場 所

衆議院第一・二議員会館、参議院議員会館

III 対 応

（一社）北海道農業会議 職員

3 農林水産省への情報提供

農林水産省に対して、要請集会を行う旨の情報提供を行う。

I 日 時

令和元年 5月24日（金）を予定

II 場 所

農林水産省本省（経営局農地政策課農業委員会G）

III 対 応

（一社）北海道農業会議 職員

4 全国農業委員会会長大会

I 開催日時

令和元年 5月27日(月) 13:00~15:00(開場 11:00)

- 政策提案
「農地利用の最適化」を実現するための政策提案
- 申し合わせ決議
「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」を推進するための申し合わせ決議
「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議
- 平成31年度全国農業委員会会長実行運動計画

II 開催場所

「文京シビックホール」
東京都文京区春日1-16-21
TEL 03-5803-1100

III 北海道からの出席者数

187人(別紙名簿参照)

IV 座席配分(案)(北海道への座席配分は182席)

	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	桧山	上川	留萌	宗谷	林-ツツ	十勝	釧路	根室
出席者数	27	16	24	17	3	4	0	25	0	7	18	20	11	9
座席数	27	16	24	17	3	4	0	25	0	7	18	20	11	9

※ 合計 181人

V 代表要請(予定)

要請先	対応
農林水産大臣	多田会長・佐久間専務理事・渡邊調査役 根室管内・胆振管内(若干名)
日本共産党	小林副会長・中谷副会長・乾事務局次長・佐藤農政・業務担当部長 日高管内・十勝管内(若干名)

5 地方農業委員会連合会での独自要請活動の実施（農業会議把握分）

月 日	管 内	対 象	場 所	時 刻	備 考
5/26（日）	空 知	稲 津 久 衆議院議員 渡 辺 孝 一 衆議院議員 神 谷 裕 衆議院議員	マロウドイン赤坂	18：00～	
5/26（日）	石 狩	和 田 義 明 衆議院議員	北の味紀行と地酒 北海道（赤坂見附）	18：00～	
5/26（日）	上 川	佐々木 隆 博 衆議院議員	マロウドイン赤坂	18：30～	
		小 川 勝 也 参議院議員			
		佐々木 隆 博 衆議院議員	衆議院第二議員会館	15：30～	
		小 川 勝 也 参議院議員	参議院議員会館	16：10～	
5/26（日）	後 志	中 村 裕 之 衆議院議員	湊一や（新橋）	18：30～	
5/27（月）	日 高	堀 井 学 衆議院議員 橋 本 聖 子 参議院議員 伊 達 忠 一 参議院議員 山 岡 達 丸 衆議院議員	衆議院第一議員会館 衆議院第二議員会館 参議院議員会館	全国要請終了後	
5/27（月）	渡 島	横 山 信 一 参議院議員	参議院議員会館	17：00～	
5/28（火）		鉢 呂 吉 雄 参議院議員 逢 坂 誠 二 衆議院議員	参議院議員会館 衆議院第二議員会館	10：00～ 10：40～	
5/27（月）	林-つ 宗 谷	武 部 新 衆議院議員	土風炉	18：00～	
5/27（月）	釧 路	鈴 木 貴 子 衆議院議員	衆議院第一議員会館	16：00～	
5/28（火）		伊 東 良 孝 衆議院議員	衆議院第一議員会館	10：30～	
5/28（火）	胆 振	橋 本 聖 子 参議院議員 堀 井 学 衆議院議員 山 岡 達 丸 衆議院議員	参議院議員会館 衆議院第一議員会館 衆議院第二議員会館	10：00～14：30	
5/28（火）	十勝	石 川 香 織 衆議院議員 森 山 裕 衆議院議員 鈴 木 貴 子 衆議院議員 吉 川 貴 盛 農林水産大臣	各議員事務所等	09：00～15：00	

令和2年度 全国農業委員会会長大会 及び北海道選出国会議員要請集会の開催日程について

令和元年 5月17日
第2回常設審議委員会

1. 全国農業委員会会長大会の開催日程

5月25日・26日・27日 ⇒ 文京シビックホール 抽選落選

5月25日・26日・27日 ⇒ 三軒茶屋の会場は、仮押さえできている。

※霞が関からの距離があるため、最終手段として押さええているだけ。

6月 2日・ 3日・ 4日 ⇒ 文京シビックホール 6月1日抽選

2. 北海道選出国会議員要請集会

星稜会館の空き状況

6月 3日 午前のみ

3. 開催の目途

6月 2日 (火) PM 全国農業委員会会長大会

6月 3日 (水) AM 北海道選出国会議員要請集会

6月 3日 (水) AM 北海道選出国会議員要請集会

6月 3日 (水) PM 全国農業委員会会長大会

6月 3日 (水) AM 北海道選出国会議員要請集会

6月 4日 (木) PM 全国農業委員会会長大会

※ 6月の抽選に会議所が当選した場合の対応を想定

令和2（2020）年度農業政策・予算に関する 要請書（最終案）

令和元年 5月27日

一般社団法人
北海道農業会議
代表理事会長 多田 正光

令和2（2020）年度農業政策・予算に関する要請（最終案）

北海道の農業は、これまで担い手への農地の集積を進め、大規模かつ生産性の高い専門的農業経営を中心とした生産構造を構築し、これらの経営体を主体として、安全・安心な食料の安定供給と国土・環境の保全に大きな役割を果たすとともに、本道経済・社会を支える基幹産業として発展してきた。

わが国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「食料・農業・農村基本計画」の目標を高いレベルで達成し、人口減少の課題を踏まえた地方の創生を図るためには、持続可能な力強い農業の実現を図ることが肝要である。それには、地域の実態に即した担い手の育成・農地の確保と有効利用の推進、さらに担い手の所得を十分に確保する具体的施策の実行が喫緊の課題である。

国においては、持続可能な力強い農業を実現すべく、農地中間管理事業等による農地集積の推進等の施策や、農業者の所得向上を図るために農業競争力強化プログラムに基づく新たな施策を展開しているが、その内容は必ずしも本道にあった制度とはいえない。

以上を踏まえ、本道農業委員会組織（道内市町村農業委員会及び一般社団法人北海道農業会議）は、農地・担い手に係る諸対策を中心に現場からの意見を集約し、政策提案をとりまとめた。

政府並びに国会では、今後の農業施策及び令和2年度農業予算の策定において、下記事項を実現するよう強く要請する。

記

1. 国際交渉における基本的な姿勢について

農業・農産物を含む他国との協定交渉において、政府並びに与党は国民に対して説明責任を果たすこと。

また、国会においてこれらを審議する際には、国会に対する十分な情報提供と、審議過程での真摯な対応をすすめ、国民が確実に納得できる結論を得ること。

さらに、これまでに締結された協定と発効及び今後の協定締結と発効によって、本道農業と地域社会の持続的発展に支障を及ぼすことがないように万全の措置をとること。

2. 農政の確立について

自立した国家の条件には、国民の食料を安定的に供給できる農業構造の構築と国家間の互恵に基づいた食料戦略が不可欠である。

そのため、わが国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「基本計画」の目標を高いレベルで達成し、産業としての農業を確立するには、必要な国境措置を堅持する確固たる姿勢を示すとともに、国産農畜産物の需要拡大をはかりつつ、地域の実態に即した農地の利用集積と担い手の育成を基本に地域農業づくりに取り組む農政を確立することが重要である。

さらに、担い手が長期的展望をもって安心して農業に取り組めるようにするためには、政策の継続・安定が不可欠である。

このことから、担い手の育成と農地利用集積支援施策の充実を図り、農業経営の持続的発展に必須である農業所得の十分な確保が実現できるよう、中長期を見通した農政の基本を確立すること。

3. 地域の実態に即した担い手への農地集積支援対策等の推進

本道においては、賃貸借権設定と所有権移転が併存するかたちで、担い手への農地集積が進んでいるが、相続未登記や相続放棄等により、利用が困難となる農地が増加している。

また、利用権を基本とした農地流動化では、土地改良事業をはじめとした基盤整備の実施について、所有権を有しない農地に対する投資を躊躇する例があり、その結果、将来的に利用が困難となる農地が増加する可能性も懸念される。

今後も農地の集積と集約をはかるためには、農村現場の実態を踏まえて、地域における望ましい農業構造の確立と農地利用の推進を支援する観点から実施すべきであり、そのためには、全国一律の仕組みを見直して地域の実態に即した施策への転換と確立を図るべきである。

そのため、担い手が安心して土地改良事業をはじめとする農地に対する投資を継続的に実行していく条件を整備することが必要であり、所有権に基づく営農体系の構築が不可欠である。よって、優良農地の確保を行うための施策として所有権の取得を支援する仕組みの構築が不可欠である。

(1) 農業者への農業生産を目的とした農地の所有権移転の促進

① 貸借を中心とした現行の農地集積では、不在村地主による耕作放棄の未然防止を図ることはできても、基盤整備等による農地改良が困難であり、いずれ生産力の低下を招く可能性があることから、農地利用の最適化を推進するためには、担い手への所有権移転による農地集積の促進が重要である。そのため、担い手への所有権移転による農地集積の促進を政策として明確に位置づけ、農地集積の支援施策に所有権移転の促進を加えること。

② 農地利用の最適化の阻害要因のひとつである相続未登記農地については、今般の農業経営基盤強化促進法等の改正により、賃貸借の設定期間が延長されるなど一定程度の方策が示されたところであるが、前述のとおり、基盤整備等による農地改良が困難であることから、農地の優良性を確保するため相続未登記農地の所有権移転の促進を図ることが必要である。

そのため、国による職権登記の実現性を含め、相続未登記農地の所有権移転を促進する方策を検討し、具体策を提示すること。

- ③ 今般の税制改正により、「農用地利用規程の特例に係る事項が定められた同規程に基づく農用地利用改善事業の実施区域内農用地が農地中間管理機構に買い取られた場合、譲渡所得税の2,000万円の特別控除が適用となる」とされたが、この適用の基準を明確に示し、農村現場への情報提供を図ること。
- ④ さらに、現場の要望に応えるよう、農地売買等事業の予算を確保すること。

(2) 農地の所有権移転による面的集積の促進

分散した農地をまとめて作業効率の良いほ場を形成するための最も有効な制度である交換分合事業については、市町村農業委員会が単独で実施可能な仕組みとすること。

(3) 農地中間管理事業と利用権による流動化支援策の拡充

耕作者集積協力金・経営転換協力金の交付を受けている者がその期間内において、農地売買等事業により所有権を農地中間管理機構に移転した場合は、農地の集積・集約という目的から逸脱するものではないことから、協力金の返還義務を免除すること。

(4) 優良農地の確保と秩序ある土地利用の促進

農地の有効利用と地域環境の保全の観点から、農地に隣接する原野等については、地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源として認められる森林や鳥獣被害防止対策の緩衝林等として位置づけることによって適切に管理・保全できる制度を構築するとともに、政策的な支援措置を講じること。

(5) 農業農村整備事業の拡充と予算の確保

- ① わが国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「基本計画」の目標を高いレベルで達成し、競争力ある農業を実現するためには、生産性向上の基礎となる基盤整備事業を計画的に進めることが不可欠である。このため、圃場の大区画化や排水対策をはじめとした農業農村整備事業について、農村現場の要望に応えるために、当初予算の段階で必要な額を確保すること。
- ② 作業効率の良い優良農地を確保するためには、優良農地に介在する離農者の廃屋等の撤去が必要な場合があるため、それを含めた新たな事業を創設すること。
- ③ 連担化した生産性の高い圃場を実現させるため、農業農村整備事業実施地区内に介在する河川敷地等の官有地については、河川整備と管理に特段の支障を及ぼさない範囲内で売り渡しを積極的にすすめるとともに、その際の測量経費等が売り渡しを受ける者の負担とならないようにすること。
- ④ 国の施策に基づき規模拡大・経営の効率化を行ってきた本道においては、農地中間管理機構関連農地整備事業の採択要件に満たない地域が多いことから、採択要件を見直して地域の実態に即したものとすること。

(6) 農業委員会等の農地利用調整機能の強化

本道の農業委員会は、これまで農業経営規模の拡大と農地の集積・集団化、耕作放棄地発生の未然防止をすすめてきたところであり、平成29年において、担い手への農地集積率は90.6%、遊休農地の占める割合も0.2%となるなど、全国に誇れる成果を実現してきた。

しかしながら、今後は農地の受け手不足が見込まれることから、農業委員会の行うあっせん・利用調整活動等の農地流動化・集積活動に対する支援施策である「機構集積支援事業」を拡充強化すること。

4. 担い手の育成と経営支援対策の強化について

(1) 後継者対策について

農業後継者が親から経営の継承を受けるにあたり、経営に負債がある場合、後継者は親の負債を継承することとなり、経営の安定に支障が生じる可能性があるとともに、経営と共に負債を移譲した親は、所得税の対象となる。

一方、親の経営に負債がない場合には、これまでの経営努力と成果についての対価が支払われないとともに、経営の移譲を受けた後継者は贈与税の課税対象となる。

これらのことから、経営の円滑な継承と新たな担い手の経営の安定と育成を可能とすることを目的として、親子間売買によって経営資源を継承した場合において、譲渡所得税・不動産取得税・登録免許税・消費税等の課税の特例措置を含む親子間売買制度の創設とスーパーL資金の無利子化の適用等について検討すること。

(2) 新規就農・雇用就農対策及び労働力確保対策について

- ① 土地利用型農業を目指す新規就農では、経営開始に係る初期投資が多額に上ることから、資金力・担保能力に乏しい新規就農者が、多額の初期投資資金を用意することが困難となっている。しかしながら、新規就農者は農村地域の人口減少の歯止めともなり、農村地域振興の要となっている。

そのため新規就農に伴う、農地・施設・機械等の取得について支援する施策を拡充強化すること。

- ② 家族経営体・農地所有適格法人による雇用就農は、農業労働力不足の解消と農村地域の人口増加対策に寄与するものであり、より充実した研修の実施を通じて人材を育成することで雇用就農者の定着率が增大すると考えられることから、農の雇用事業による助成水準を引き上げるとともに助成金交付期間の延長を行い、必要な予算を確保すること。
- ③ 就農希望者を受け入れる市町村等が宿泊研修施設を整備する場合の支援策を講じること

- ④ 労働力不足を解消するため、外国人材を対象とした新たな在留資格「特定技能」が新設され農業分野における就労が認められることとなったが、国内での労働力確保対策への支援強化を図ること。

(3) 農地所有適格法人・コントラクターの設立・育成支援対策の創設

- ① 農村地域の核となる農地所有適格法人の設立は、地域の雇用創出、受け手不足の農地の受け皿として一層期待されている。しかし、農地所有適格法人を設立した場合、個人経営で利用していた農業用施設・機械・農地等の農業用資産を、法人に引き継ぐ際の譲渡所得税・消費税等が大きな負担となることが多い。

そのため、共同経営型の法人経営の設立にあたり、農業用施設・機械・農地等の農業用資産を法人に譲渡する際の譲渡所得税・消費税等の減免措置等を講じることに加えて、所有権移転により農地集積を図る農地所有適格法人に対する法人税・固定資産税減免等の新たな支援措置を検討すること。

- ② 農業従事者の高齢化や担い手不足が進展する中で、農産物の収穫や耕起等の農作業の請負を行うコントラクター組織は、農業労働の軽減や農業労働力不足の解消と雇用の創設などの農業生産の振興と農村地域の創生に大きな役割を果たしていることから、コントラクター組織が必要な施設や機械を導入するにあたり経営体育成支援事業等の対象とすること。
- ③ 酪農ヘルパー組織における人材の確保・育成及び、酪農経営構成員の傷病時利用における負担軽減など、酪農ヘルパー組織に対する支援施策を講じること。

(4) 経営所得安定対策等について

- ① 平成30年産以降の米については、新たに発足した「全国農業再生推進機構」が全国的な需給調整を行っているが、食料の安定供給・安全保障の観点から国は同機構に対して積極的に関与し、米価の安定による農業者所得の確保に努めること。

- ② 経営所得安定対策に係る稲作・畑作物等に係る交付金については、再生産と安定的な経営が可能となるよう、十分な予算額を確保すること。

- ③ 生乳生産量の拡大に向けた総合的な対策を樹立し推進すること。

- ④ 燃油、肥料、輸入飼料等の農業生産に必要な資材等について、価格と供給の安定対策を一層強化すること。

- ⑤ 農業の投資負担を軽減する支援として、スーパーL資金の金利負担軽減措置について引き続き十分な融資枠を確保すること。

また、農業用機械等導入への各種支援事業については、十分な予算を確保するとともに、地域の実態に即した新たな採択基準等を検討し、担い手が活用しやすい仕組みとすること。

- ⑥ 農業経営基盤強化準備金制度の積立原資は経営所得安定対策の交付金に限定され

ており、経営所得安定対策の対象外である酪農・畜産・園芸経営は同制度を活用した農業経営の改善が不可能となっている。そのため、同制度の対象を酪農・畜産・園芸経営とし、制度を延長すること。

(5) 消費税について

本道の農業者の太宗が消費税の課税事業者である。

政府管掌作物の農産物価格の取扱いが内税方式とされていることから、消費税の適正な転嫁計算が可能となるよう外税方式を適用すること

(6) 鳥獣被害対策について

鳥獣被害対策については、法令や補助事業等の整備による改善・拡充が図られ、本道では平成24年度以降被害額は減少しているものの、依然として年間約数十億円の被害が生じている。

本道においては特にヒグマ・エゾシカによる被害が大きく、農作物への食害を防ぐため、電気牧柵等の設置による圃場への侵入防止と個体駆除という両面の対策が今後も不可欠である。

このため、電気牧柵設置等の設置拡大と更新、ハンターの育成支援、駆除した鳥獣の処理施設設置等に対する補助事業の拡充に加えて、捕獲等に関する規制の緩和を図ること。

(7) 農業者年金制度における政策支援対象者の拡大について

農業者年金制度では、認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対して保険料の額の特例（政策支援）があり、経営主、その配偶者、並びに経営主の直系卑属に対してのみ適用されているが、農業経営における男女共同参画の観点から、経営主の直系卑属の配偶者を政策支援の対象とすること。

(8) 被災地の復興対策について

平成28年の台風並びに平成30年北海道胆振東部地震により被災した農地については、復旧工事とその後の生産力維持向上のための継続的な支援を行うこと。

特に北海道胆振東部地震による農業者の農業用施設・機械等の被害総額が54億円に上る甚大な被害であることから、「被災農業者向け経営体育成支援事業」等の関連予算の確保並びに、早期の営農再開へ向けた復旧支援の強化を行うこと。

(9) 植物品種等の海外流出防止対策と主要農作物種子法廃止後の対応について

海外における品種登録、育成者権取得並びに育成者権侵害対策への支援策である「植物品種等海外流出防止総合対策事業」については十分な予算を確保し、我が国で育成された高品質な品種の海外流出と無断増殖への対応を図ること。

また、主要農作物種子法の廃止を受け、本道を含む複数の県においては優良な種子の安定的な確保等を目的としたいわゆる「種子条例」の制定が相次いでいる状況にある。そのため、

主要農作物の優良な種子の安定的な供給については、国が責任を持って対策を講ずること。

(10) ゲノム（遺伝情報）編集農産物の安全性の確保について

現在、我が国においては、遺伝子組換え作物の商業栽培はほとんど行われていないものの、外国で生産された遺伝子組換え作物が流通しているほか、食卓においては、表示義務のない家畜の飼料や加工品の原料として大量の遺伝子組換え作物を間接的に消費している。

遺伝子組換え作物と異なり、ゲノム（遺伝情報）編集作物はその改変の痕跡が残りにくいとされていることに加え、既存の法律の制定時には想定されていなかった新たな技術であることから、食の安全・安心の確保の観点から、新たな規制措置を講ずること。

(11) JRによる鉄道輸送力の確保対策について

JR北海道は、「単独では維持することが困難な13線区」を公表しているが、この中には石北線の新旭川～網走間、室蘭線の沼ノ端～岩見沢間、根室線の滝川～富良野間の貨物3線区が含まれている。さらに、青函トンネルを含む新幹線との共用走行区間での北海道新幹線の高速化を実現するために、鉄道貨物輸送への影響が懸念されている。

本道産農畜産物の本州への輸送において鉄道輸送は不可欠であることから、鉄道貨物の維持・確保に向けた支援を行うこと。

(12) 高速度ブロードバンドの普及に向けた支援について

農作業の省力化による農業生産性の向上や、農畜産物の販路拡大を図るために、高速度ブロードバンドの普及に向けた支援をすすめること。

5. 電源の確保について

胆振東部地震による全道的な電源喪失は大きな被害をもたらしたため、リスクマネージメント・本道農業と道民の生活を守る視点から、電源の再配置と多様化を図ること。

6. 農業委員会組織の体制強化と予算確保について

市町村農業委員会は、農地法許可事務、農地の利用状況調査・利用意向調査、農地台帳の公開等をはじめとする農地法等に基づく農地行政を執行する独立した行政委員会である。このため、市町村の財政状況に左右されず、農業委員会、事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金について増額確保すること。

農業委員会ネットワーク機構に対する国費負担金については、改正農業委員会法に基づいて農地行政の適切な執行と農業委員会の業務支援を広くすすめることとなった同機構に対し、業務執行に十全に取り組みうるために必要かつ十分な額となるよう増額確保すること。

あわせて、農業委員会による農地制度に係る適正な事務実施の一層の推進を図るとともに担い手への農地集積、農地台帳の整備、遊休農地の解消・未然防止等の活動を一層強力で推進するため、機構集積支援事業等の農業委員会関係予算を十分に確保すること。

令和2（2020）年度農業政策・予算に関する要請書 （要約版）

令和元年5月27日
（一社）北海道農業会議
代表理事会長 多田正光

○ 国際交渉における基本的な姿勢について

農業・農産物を含む他国との協定交渉において、政府並びに与党は国民に対して説明責任を果たすこと。

また、国会においてこれらを審議する際には、国会に対する十分な情報提供と、審議過程での真摯な対応をすすめ、国民が確実に納得できる結論を得ること。

さらに、これまでに締結された協定の発効及び今後の協定締結と発効によって、本道農業と地域社会の持続的発展に支障を及ぼすことがないよう万全の措置をとること。

○ 農政の確立について

担い手の育成と農地利用集積支援施策の充実を図り、農業経営の持続的発展に必須である農業所得の十分な確保が実現できるよう、中長期を見通した農政の基本を確立すること。

○ 相続未登記農地における対応について

農地利用の最適化の阻害要因のひとつである相続未登記農地について、国による職権登記の実現性を含め、所有権移転を促進する方策を検討し、具体策を提示すること。

○ 農地中間管理事業における農地集積協力金の取扱いについて

耕作者集積協力金・経営転換協力金の交付を受けている者がその期間内において、農地売買等事業により所有権を農地中間管理機構に移転した場合は、農地の集積・集約という目的から逸脱するものではないことから、協力金の返還義務を免除すること。

○ 農業農村整備事業の拡充と予算の確保

わが国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「基本計画」の目標を高いレベルで達成し、競争力ある農業を実現するためには、生産性向上の基礎となる基盤整備事業を計画的に進めることが不可欠である。このため、圃場の大区画化や排水対策をはじめとした農業農村整備事業について、農村現場の要望に応えるために、当初予算の段階で必要な額を確保すること。

○ **鳥獣被害対策について**

補助制度の充実や規制の緩和とハンターの育成支援について、一層の強化を図ること。

○ **農業者年金制度における政策支援対象者の拡大について**

政策支援加入について、経営主の直系卑属の配偶者についても、その対象とすること。

○ **被災地の復興対策について**

平成28年の台風並びに平成30年北海道胆振東部地震による被災地については、被災農地等の復旧工事と生産力維持向上のための継続的な支援を行うこと

○ **JRによる鉄道輸送力の確保対策について**

JR北海道は、「単独では維持することが困難な13線区」を公表しているが、この中には石北線の新旭川～網走間、室蘭線の沼ノ端～岩見沢間、根室線の滝川～富良野間の貨物3線区が含まれている。さらに、青函トンネルを含む新幹線との共用走行区間での北海道新幹線の高速化を実現するために、鉄道貨物輸送への影響が懸念されている。

本道産農畜産物の本州への輸送において鉄道輸送は不可欠であることから、鉄道貨物の維持・確保に向けた支援を行うこと。

○ **高速度ブロードバンドの普及に向けた支援について**

農作業の省力化による農業生産性の向上や、農畜産物の販路拡大を図るために、高速度ブロードバンドの普及に向けた支援をすすめること。

○ **電源の確保について**

胆振東部地震による全道的な電源喪失は大きな被害をもたらしたため、リスクマネジメント・本道農業と道民の生活を守る視点から、電源の再配置と多様化を図ること。